

補助金交付決定通知書

札幌支第 号
年 月 日

様

札幌市長

年度札幌市農業経営安定強化事業の補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1 補助金の対象となる事業の名称、内容及び実施期間

年 月 日付け申請書のとおり

2 補助対象事業費及び補助金交付決定額

補助対象事業費	金	円
補助金交付決定額	金	円

(注)

- 補助金は事業終了後、確定した額を交付する。
ただし、事業遂行上、概算払を受けたい時は、市長あてに補助金概算払請求書（様式第7号）及び必要な添付書類を提出し、市長の承認を受けること。
- 事業内容を変更しようとするときは、市長あてに補助事業変更等申請書（様式第5号）及び必要な添付書類を提出し、あらかじめ市長の承認を受けること。
- この補助金に係る要綱を遵守すること。
- 補助金は、目的以外に使用しないこと。
- 事業が完了したときは、市長あてに実績報告書（様式第9号）及び必要な添付書類を提出すること。
- 事業の効果を評価するため、事業完了後は、事業評価書（様式第11号）及び必要な添付書類を提出すること。
- 整備した農業用機械・施設（以下、「機械等」という。）について、処分制限期間中までは適切に管理すること。
- 市長が必要と認めるときは、本補助事業の完了年度の翌年度から起算して3カ年間、本事業により取得した機械等の利用状況実績等について報告すること。
- 市長は、補助対象者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。
 - 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - 補助金を他の用途に使用したとき。
 - 補助対象者が誓約書様式（第1-1号）1～6のいずれかに該当しなくなったとき。
 - 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - 実支出額が補助対象経費に比べて減少したとき。
 - その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- ※農用地区域内が対象区域の場合
受益地の全部又は一部が事業完了の属する年度の翌年度から起算して5年以内に農用地でなくなった場合には、当該事業の補助金の額に、転用に係る土地の面積の当該事業の施行に係る土地の面積に対する割合を乗じて得た額を市長へ返還しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた場合は、この限りではない。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。